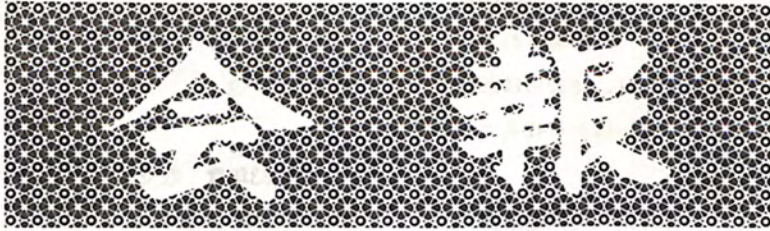

全国精神衛生連絡協議会



平成 2 年 3 月

会報 1 8 号

目

次

全国精神衛生連絡協議会総会の報告 2

全国精神保健主管課長会議の概要 4

全国精神衛生連絡協議会総会の報告

平成元年度の全国精神衛生連絡協議会の総会が平成元年11月1日(木)、宮崎市で行われた第37回精神保健全国大会の行事の一環として開催された。総会に先だって理事会審議があり、総会には26都道府県精神衛生(保健)協(議)会から42名の参加を得て盛会裡に終了した。

藤縄会長の挨拶があり、宮崎県環境保健部長の祝辞をいただいた後、議長に地元宮崎県の精神保健協議会長高宮澄男氏を選任し議事に入った。

昭和63年度事業報告・収支決算、その他平成元年度及び平成2年度事業計画等の議案の審議が行われ、原案どおり承認された。このうち、特に7号議案(会費値上げ)については、数年来の赤字財政を建て直すことが必要であるとして承認され、平成2年度から実施されることになった。

1. 昭和63年度事業報告

- (1) 総会の開催 (63. 10. 26 水戸市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
 理 事 会 (63. 10. 26 水戸市)
 常務理事会 (63. 9. 6 東京都)
- (3) 精神衛生懇話会の開催
 (63. 10. 26 水戸市)

テーマ 地域精神保健の諸問題

座 長 吉川武彦

(国立精神・神経センター精神保健研究所精神保健計画部長)

シンポジスト 小貫 悦子

(茨城県下館地方福祉事務所主任)

関谷 行子

(東京都足立保健所長)

道下 忠蔵

(石川県立高松病院長)

- (4) 第36回精神保健全国大会への参加
 (63. 10. 27 水戸市)

- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布(第8号)
- (6) 会報の発行、配布(第15、16号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

2. 昭和63年度 収支決算

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
	円			円	
会 費	880,000	44協(議)会分	諸 謝 金	80,000	総会
雑 収 入	100,616	預金利息、広	旅 費	101,740	
前年度より繰越額	48,695	告料収入	需要費	742,062	印刷製本費等
			負担金	100,000	
			小 計	1,023,802	
			翌年度への繰越額	5,509	
計	1,029,311		計	1,029,311	

3. 平成元年度 事業計画

- (1) 総会の開催 (1. 11. 1 宮崎市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
 (1. 11. 2 宮崎市)
- (3) 第37回精神保健全国大会への参加
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布(第9号)
- (6) 会報の発行、配布(第17、18号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

4. 平成元年度 収支予算

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
	円			円	
会 費	880,000	44協(議)会分	諸 謝 金	80,000	総会、懇話会
雑 収 入	300,600	預金利息、広	旅 費	230,000	
前年度より繰越額	5,509	告料収入	需要費	745,000	印刷製本費等
			負担金	100,000	連盟会費等
			小 計	1,155,000	
			予 備 費	31,109	
計	1,186,109		計	1,186,109	

5. 平成2年度 事業計画

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
- (3) 第38回精神保健全国大会への参加
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布(第10号)
- (6) 会報の発行、配布(第19、20号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

催する予定である。

なお、この後、開催予定地である北海道精神保健協会会長(当連絡協議会理事)の岡本康夫氏から挨拶があった。

(以 上)

6. 平成2年度 収支見積

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
	円			円	
会 費	1,320,000	44協(議)会分	諸 謝 金	150,000	総会、懇話会
雑 収 入	100,800	預金利息、広	旅 費	300,000	
前年度より繰越額	31,109	告料収入	需要費	855,000	印刷製本費等
			負担金	100,000	連盟会費等
			小 計	1,405,000	
			予 備 費	46,909	
計	1,451,909		計	1,451,909	

7. その他について

会長から次のことが提案され、それぞれ承認された。

- (1) 規約の改正について

平成2年度において、当連絡協議会の規約を改正し、名称を「全国精神保健連絡協議会」とするとともに、各条文中の「衛生」を「保健」に改正したい。

- (2) 役員改選について

平成2年度は役員改選の年にあたりますので、来年5月頃、事務局から各ブロックに文書で依頼するので、各ブロックにおかれましては8月初旬までに役員を選出していただきたい。

- (3) 平成2年度総会について

平成2年度の総会は北海道(札幌市)で開

全国精神保健主管課長会議の概要

全国都道府県、政令市の精神保健主管課長会議が2月14日(木)厚生省で開催されましたが、その主な資料を参考に供します。

1. 精神保健行政について

(1) 精神保健法の適正な実施について

精神保健法が実施されて1年半を経過したが、新法により精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療を行うため新たにいくつかの制度が設けられており、各都道府県におかれては、制度の趣旨を御理解のうえ、その適切な運営に引き続き御尽力をお願いする。

特に応急入院指定病院の指定については、未だ指定されていない県におかれては、早急に整備を進め法の適正な実施に努められるよう、格段のご配慮をお願いする。

また、昨年の措置入院者定期病状報告書料の補助を引き続き、医療保護入院者についても、平成2年度予算案において、新たに定期病状報告書料及び入院届報告書料のそれぞれについて、1件につき3,000円の補助(補助率1/2)を行うこととしたので、各都道府県においても予算措置をお願いする。

(2) 精神障害者の社会復帰対策の推進

精神障害者社会復帰施設の整備は精神障害者の社会復帰の促進を図るために極めて重要であり、平成2年度においても施設の設置、運営に対する補助を図ることとしているので各都道府県においても、社会福祉法人、医療法人、市町村等による施設整備の促進について格段の御尽力をお願いする。

また、通院患者リハビリテーション事業については、平成2年度予算案において、事業の拡大を図ることとしているので、各都道府県においても、協力事業所の確保、訓練対象

者の把握、実施中及び実施後の訪問指導の充実等について、関係行政機関及び医療機関等と密接な連携をとりつつ、精神障害者が、すみやかに社会復帰、社会参加できるよう本事業の推進について御尽力をお願いする。

(3) 精神障害者に対する福祉施策の充実について

精神障害者については、障害の程度が障害年金の受給可能程度である精神障害者について、所得税及び住民税における軽減措置が平成元年度から適用され、そのための証明書の発行について、補助を行っているので、都道府県におかれては趣旨をご理解のうえ、本年の確定申告に間に合うよう最大限の協力をお願いする。

また、保健所における訪問指導等や都道府県、管下市町村等において実施する障害者に対する福祉施策においても、証明書の活用を図るなど、精神障害者に対する十分な配慮をお願いする。

なお、平成2年度税制改正において、一定の精神障害者について、相続税、贈与税及び自動車関連3税(自動車税、軽自動車税、自動車取得税)の特例措置が設けられることとされたので、ご承知願いたい。

2. 平成2年度精神保健関係予算(案)について

事 項	前年度 予算額	平成 2年度 予算額	対前年度 増△減	積 算 内 訳	
				平成元年度	平成2年度
(項)精神保健費	千円 52,474,292	千円 48,598,975	千円 △ 3,875,317		
(目)精神障害者措置入院費等負担金	34,698,290	29,379,439	△ 5,318,851	1 補助先、補助率 都道府県 3/4 2 医療単価 年額 2,799,631円	同 左 年額2,867,716円
(目)精神保健対策費等補助金	17,776,002	19,219,536	1,443,534		
(1)通院医療費	15,408,882	16,045,178	636,296	1 補助先 都道府県 2 公費負担率 1/2 3 補助率 1/2 4 医療費単価 月額 17,043円	同 左 月額 18,484円
(2)医療保護入院費等	1,122,257	1,134,893	12,636	補助先、補助率 沖縄県 8/10 補助先、補助率 都道府県 1/2	同意入院費を名称変更 同 左 ⑧医療保護入院者 定期病状報告書料 117,440千円 ⑨医療保護入院届 報告書料 116,137千円
(3)精神医療適正化対策費	230,714	402,247	171,533		
(4)精神障害者社会復帰促進費等補助金	1,014,149	1,637,218	623,069		
ア精神障害者社会復帰促進費	429,458	631,328	201,870		
イ通院患者リハビリテーション費	309,260	444,962	135,702	1 補助先、補助率 都道府県 1/2 2 事業所数 770事業所 3 対象者 1 事業所 1.6人 4 一日当たり奨励金 2,000円	同 左 1,104事業所 同 左
ロ精神障害者小規模作業所運営事業等助成費	113,600	156,025	42,425	補助先、補助率 ⑩全国精神障害者 家族連合会 定額 1 精神障害者小規模 作業所運営助成費 (1)か所数 142か所	同 左 188か所

事 項	前年度 予算額	平成 2年度 予算額	対前年度 増減 △ 減	積 算 内 訳	
				平成元年度	平成2年度
	千円	千円	千円		
				(2)補助額 1か所当たり 800千円	同 左
				⑧2 精神障害者社会 復帰促進事業費 5,625千円	
(ウ)精神障害者証明 書交付事業費	6,598	6,697	99	補助先、補助率 都道府県 1/2	同 左
⑨(ニ)心の健康づくり 推進事業費	0	23,644	23,644	補助先、補助率 4 都道府県 1/2	
イ精神障害者社会復 帰施設等運営費	496,158	848,506	352,348		
ロ精神障害者援護 寮	193,693	405,216	211,523	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 ・公的医 (国1/2、 療機関 都道府県 1/4、市町 村等1/4) 2 か所数 (1)適応施設型 1 か所 (2)デイ・ケア施設 併設型 4 か所 (3)一般型 6 か所 3 補助額 (1か所当たり) (1)適応施設型 46,684千円 (2)デイ・ケア施設 併設型 22,131千円 (3)一般型 9,748千円	同 左
					27か所
					48,026千円
					22,246千円
					9,934千円
(イ)精神障害者福祉 ホーム	42,087	59,976	17,889	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 ・公的医 (国1/2、 療機関 都道府県 1/4、市町 村等1/4) 2 か所数 37か所 3 補助額 1 か所当たり 1,137千円	同 左 51か所 1,176千円

事 項	前年度 予算額	平成 2年度 予算額	対前年度 増減 △ 減	積 算 内 訳	
				平成元年度	平成2年度
	千円	千円	千円		
(ウ)精神障害者通所 授産施設	127,793	251,760	123,967	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/2 ・市町村 (国1/2、 ・公的医 都道府県 療機関 1/4、市町 ・非営利 村等1/4) 2 か所数 17か所 3 補助額 1 か所当たり 7,517千円	同 左 32か所 7,868千円
(ニ)精神科救急医療 施設	27,370	27,370	0	1 補助先、補助率 ・都道府県 1/3 ・都道府県知事が指 定した精神病院の 設置者 (国1/3、都道府県 1/3、設置者1/3) 2 か所数 47か所 3 補助額 1 か所当たり 582千円	同 左 同 左
(オ)老人性痴呆疾患 センター	105,215	104,184	△ 1,031	1 補助先、補助率 都道府県 1/2・1/3 実施機関が都道府 県以外 国 1/2・1/3 都道府県 1/4・1/3 市町村等 1/4・1/3 2 か所数 59か所 3 補助額 1 か所当たり 1,783千円	同 左 1,766千円
ウ精神保健センター 運営費	88,533	157,384	68,851	1 補助先、補助率 都道府県 1/3 2 か所数 44か所 3 事業内容 (1)一般事業 (2)特定相談事業 (3)心の健康づくり 推進事業 (4)精神保健業務従 事者研修事業 7 か所	同 左 ⑨「こころの電話」 の設置

事 項	前年度 予算額	平成 2年度 予算額	対前年度 増△減	積 算 内 訳	
				平成元年度	平成2年度
(項)保健衛生諸費 優生手術費交付金	千円 1,324	千円 1,337	千円 13	補助先、補助率 都道府県 10/10	同 左
(項)厚生本省 精神保健等対策費	29,870	41,892	12,022		
(1)精神保健指導費	1,393	1,462	69		
(2)精神保健相談員資格 取得講習会費	899	917	18		
(3)精神障害者等保健指 導指針策定費	1,326	1,404	78		
(4)優生保護対策費	1,523	1,593	70		
(5)覚せい剤慢性中毒者 対策費	3,445	3,486	41		
(6)老人精神保健対策費	5,027	5,027	0		
(7)痴呆性老人保健医療 指導推進費	7,030	7,177	147	痴呆性老人保健医療 指導者研修の実施 2か所	同 左
(8)適正医療と処遇等対 策費	8,453	8,980	527		
(9)精神病院調査指導費	774	866	92		
⑩アルコール関連問題 対策費	0	8,688	8,688		アルコールの関連問 題指導普及マニユ アルの作成
⑪心の健康づくり推進 費	0	2,292	2,292		臨床心理技術者業務 指針の作成
課 計	52,505,486	48,642,204	△ 3,863,282		
他部局計上分 (健康政策局計上分)					
(項)保健衛生諸費 1 保健所業務費補助金 精神保健対策費 (4号経費)	294,789	312,925	18,136	1 補助先、補助率 都道府県、政令 市、特別区 39.2/100	38.4/100
				2 社会復帰相談指導 事業 実施保健所 618か所	665か所
				3 ディ・ケア事業 実施保健所 20か所	同 左
				4 市町村保健事業推 進調整費 精神保健相談員 33人	49人

事 項	前年度 予算額	平成 2年度 予算額	対前年度 増△減	積 算 内 訳	
				平成元年度	平成2年度
2 保健所運営費交付金	千円 905,583	千円 1,067,316	千円 161,733		
(1)精神保健従事者の確 保	538,245	612,865	74,620	1 補助先、補助率 都道府県、政令 市、特別区 定 額	同 左
				2 精神保健相談員 老人分 385人 社会復帰分 104人	老人分 446人 社会復帰分 104人
(2)老人精神保健相談事 業費	367,338	454,451	87,113	1 補助先、補助率 都道府県、政令 市、特別区 定 額	同 左
				2 老人精神保健相談 事業実施保健所 603か所	746か所
大臣官房厚生科学課 計 上 分					
(項)科学研究費 厚生科学研究費補助 金	281,622	84,000	△ 197,622	1 精神保健医療研究 費 74,000千円 補助先、研究者	84,000千円
				2 痴呆疾患対策調査 研究経費 207,622千円 補助先、研究者	長寿科学総合研究経 費にメニュー化
他 計 上 分 計	1,481,994	1,464,241	△ 17,753		
総 計	53,987,480	50,106,445	△ 3,881,035		

3. 精神障害者の社会復帰対策について

(1) 精神障害者社会復帰施設の整備について

精神障害者社会復帰施設の整備は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために極めて重要であり、平成2年度においても施設の設置・運営に対する補助を図ることとしているので、各都道府県においても、市町村、社会福祉法人、医療法人等による施設整備の促進についての格段の御尽力をお願いする。

(2) 通院患者リハビリテーション事業等について

通院患者リハビリテーション事業については、平成2年度予算案において、事業の拡大を図ることとしているので、各都道府県においても、協力事業所の確保、訓練対象者の把握について、関係行政機関、医療機関及び関係団体と密接な連携をとりつつ積極的に行うとともに、訓練実施中及び訓練実施後の訪問指導についても、事業主、主治医等と連絡を密にしながら有効・適切な訪問指導を積極的に行う等、精神障害者が、すみやかに社会復帰、社会参加できるよう本事業の一層の推進及び充実強化について御尽力をお願いする。

また、精神障害者の小規模作業所の助成についても、平成2年度予算案において、補助対象施設数の拡大を図ったところであるので、各都道府県においても、これらの施設に対する指導・援助等について格段のご配慮をお願いしたい。

(3) 精神保健相談員の任命について

精神障害者の社会復帰の促進のためには、地域におけるきめ細かな取り組みが大切である。このため地域精神保健活動の第一線機関である保健所の地域精神保健活動の役割が極めて重要となっている。

とりわけ、保健所に設置される精神保健相談員は、その中核となるものである。現在、

その資格を有する者が5,300名程に増え、全ての都道府県、政令市等に精神保健相談員の資格を有する者がいるにもかかわらず、法に定める精神保健相談員を保健所に設置していないところが少なからずみられる。

今後の精神保健対策にとって保健所における地域精神保健活動の充実強化は不可欠であるので、法に定める精神保健相談員を設置していない保健所においては、早急に配置すべくご配慮願いたい。

(4) 精神障害者に係る資格制限、利用制限等について

精神障害者の人権擁護及び社会復帰の促進に関しては、強く要請されているところであるが、特に、精神障害を事由とした資格制限や施設の利用制限等については、精神障害者の社会復帰、社会参加等の妨げ、精神障害者に対する偏見の助長にもつながるものであるため、必要最小限のものに限られるべきである。

各都道府県及び管下市町村においても、すでに検討され、解消される方向にあるが、昭和62年7月21日健医発第881号保健医療局長通知の趣旨を踏まえ、今後とも引き続きその改善方につき、何分のご配慮を宜しく願いますとともに、管下市町村に対するご指導に充分ご配慮をお願いしたい。

(5) 心の健康づくり推進事業について

近年の社会環境の変化に伴い国民のストレスが増大してきていることに鑑み、従来、精神保健センターで実施している心の健康づくり推進事業を拡大するため、平成2年度より、「こころの電話」を設置することとしたので、各都道府県においては、本事業の推進についてご配慮をお願いしたい。

また、地域住民の精神的健康の推進を図るためには、保健所における相談窓口の設置が

必要と考えている。平成2年度においては、4都道府県においてモデル事業として実施することとしているので、予算措置等について特段のご配慮をお願いしたい。

(6) 思春期精神保健対策について

青少年を取り巻く成育環境の様々な変化に伴い、思春期を中心に適応障害や神経症的症状、更には拒食等の心身症的症状をもつ青少年の増加、又薬物依存等も広がっている現状にある。

これらの問題に対処するため、精神保健センターを中心に地域精神保健対策の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及、相談指導等総合的な対策が行われているところであるが、2年度においても引き続き御尽力願いたい。

4. 老人性痴呆疾患対策について

(1) 専門治療病棟の整備促進について

精神症状や問題行動の著しい老人性痴呆疾患患者に短期的に精神的治療と手厚いケアを提供するための施設として、昭和63年度から施設整備を進めているところであるが、平成2年度から、当施設の位置づけを明確にするため、従来の痴呆性老人専門治療病棟及び痴呆性老人ディ・ケア施設を老人性痴呆疾患専門治療病棟及び老人性痴呆疾患ディ・ケア施設にそれぞれ名称変更し、総合的推進を図ることとしているので、平成2年度においても、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

なお、精神病院等の施設整備計画の内容説明聴取については、1月12日付保健医療局企画課長通知のとおり2月15日(木)から2月26日(月)を予定しているため、よろしく願いたい。

(参考) 63年度施設整備補助 10か所
元年度施設整備補助 10か所

(2) 老人性痴呆疾患センター

平成元年度から、精神科を有する総合病院又は精神科のほか、内科系及び外科系の診療科を有する病院に老人性痴呆疾患の地域における中核機関としての専門医療相談、鑑別診断、治療方針選定、夜間や休日の救急対応を行う老人性痴呆疾患センターを設置し、老人性痴呆疾患対策を推進しており、現在、12センターが指定され、運営が行われている。未設置県におかれましては、老人性痴呆疾患対策の推進を図る観点からその設置について、格段のご配慮をお願いしたい。

(3) 痴呆疾患対策調査研究について

痴呆性疾患にかかる研究については、痴呆疾患対策調査研究経費により実施してきたところであるが、関連研究の総合的推進を図ることを目的とし、平成2年度から、長寿科学総合研究経費(厚生科学課計上1,001,668千円)にメニュー化し、引き続き実施することとしている。

5. 精神障害者に係る税制について

精神障害者に係る税制措置は、次のとおり行われることとなっており、平成元年12月6日健医精発第53号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用等に関する留意事項について」による障害の状態の証明書の交付を受けている者がその対象となるので、精神障害者の福祉の向上を図る観点から最大限のご配慮をお願いする。

また、平成2年4月1日から自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免措置が開始される予定であり、この運転者と精神障害者と生計同一である旨の証明等減免措置のための必要となる事務(別途通知)について御協力方をお願いする。

(1) 所得税の障害者控除

——平成元年の所得から適用

- (2) 住民税の障害者控除等
 - 平成2年度から適用(平成元年の所得)
- (3) 利子等の非課税措置
 - 平成元年4月1日から適用
- (4) 相続税の障害者控除
 - 平成2年度から適用予定
- (5) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免措置
 - 平成2年4月1日から適用予定

6. アルコール関連問題対策について

- (1) アルコール問題対策について

アルコール依存による大量飲酒は、アルコール依存症、アルコール精神病等の精神的健康障害や、肝障害、胃腸障害等の身体的健康障害を引き起こすことにとどまらず、関連問題としての交通事故、犯罪、家庭崩壊、自殺、非行、暴力、労働者の生産性・性能率の低下等広範囲かつ深刻な社会問題をもたらしている。特に最近では、社会環境の急速な変化に伴い未成年者の飲酒による不良化傾向、若者間にみられるイッキ飲み現象による急性中毒者の増加、キッチン・ドリンカーの増加による胎児への影響、高齢者のアルコール依存問題等が、新たな問題となってきている。

また、国際的にも、1979年WHO第3回総会において「当面する精神保健上の重要課題」として取り上げられ、それ以降、ここ数年専門委員会を開催する等最重点項目として真剣に取り組まれており、平成2年には、WHO主催により、日本においてアルコール関連問題の国際会議が開催される見通しとなっている。

このような現状を十分に踏まえ、厚生省としても、アルコール関連問題対策の総合的推進を図って行きたいと考えているので、各都

道府県においても、引き続き対策の推進に努めていただきたい。

- (2) アルコール関連問題に対する取り組みについて

現在、精神保健センターにおいて相談事業を実施するとともに、平成2年度においては、新たに、精神保健センター、保健所、医療機関等に就任する専門職員の活動方針とするため、相談指導マニュアルと再発防止マニュアルを作成することとしているので、相談指導体制の拡充強化等、アルコール関連問題対策の指導に努めていただきたい。

7. 国立精神・神経センター精神保健研究所における精神保健技術者研修について

精神保健研究所における研修は、国、地方公共団体、精神保健法第5条の規定による指定病院等において精神保健の業務に従事する者に対し、必要な知識及び技術を習得させ、その資質向上を図ることを目的とするものであり、平成2年度における実施計画は次のとおりである。

1 第32回 社会福祉学課程

- (1) 対象

精神保健センター、保健所、精神病院等において、精神保健並びに福祉指導に関する業務に従事している者であって、学校教育法に基づく大学において、社会福祉学を履修する課程を修めて卒業したものの。
- (2) 期間

平成2年7月6日(金)から平成2年7月26日(木)まで
- (3) 研修主題

精神障害者の地域ケアネットワーク
- (4) 定員

20名

2 第31回 医学課程

- (1) 対象

保健所及び精神病院並びにこれに準ずる施設に勤務する者であって、精神医学及び公衆衛生の領域において精神保健の業務に従事している医師
- (2) 期間

平成2年10月16日(火)から平成2年10月19日(金)まで
- (3) 研修主題

ストレスと健康障害
- (4) 定員

20名

3 第27回 精神保健指導課程

- (1) 対象

精神保健センター及び保健所並びにこれに準ずる施設に勤務する医師
- (2) 期間

平成2年6月6日(木)から平成2年6月8日(金)まで
- (3) 研修主題

心の健康づくり
- (4) 定員

20名

4 第31回 心理学課程

- (1) 対象

精神保健センター、保健所、精神病院、児童相談所及び精神薄弱者更生相談所等において、精神保健に関する業務に原則として2年以上従事している心理技術者
- (2) 期間

平成3年2月6日(木)から平成3年3月13日(木)まで
- (3) 研修主題

社会変動のなかの心理臨床

- (4) 定員

20名

5 精神科ディ・ケア課程

- (1) 対象

精神病院等において、精神科看護に従事している看護婦(士)であって、集団療法、作業指導、レクレーション活動、生活指導等に2年以上の実務経験を有する者(免許取得後の実務経験が2年以上であること。また、準看護婦(士)は含まないものであること。)
- (2) 期間

第46回 平成2年5月9日(木)から平成2年5月29日(火)まで
第47回 平成2年6月14日(木)から平成2年7月4日(木)まで
第48回 平成2年11月7日(木)から平成2年11月28日(木)まで
第49回 平成3年1月9日(木)から平成3年1月30日(木)まで
- (3) 研修主題

精神科ディ・ケア
精神保健行政、社会精神医学概論、集団療法、作業療法、地域ケア、老人ディ・ケア、その他ディ・ケア各論についての議論及び実習
- (4) 定員

各回40名以内
- (5) その他

第47回の研修は、主として近畿ブロックの受講者の便宜を図るため、大阪市において実施する予定である。

6 地域精神保健医師課程

- (1) 対象

保健所に勤務している医師。

(2) 期 間

平成2年10月1日(月)から平成2年10月15日

(月)まで

(3) 研修主題

保健所における地域精神保健活動の進め方

(4) 定 員

20名

(5) そ の 他

受講に関する注意事項等については、別に定める「平成2年度研修課程募集要綱」の「各課程共通事項」を参照のこと。

事務局だより

1 平成2年度の総会は、11月1日に第38回精神保健全国大会の開催が予定されていますので、その前日の10月31日(水)札幌市において開催する予定です。

何卒万障お繰り合わせのうへご参集の程お願い申し上げます。
2 事務局では、皆様からの本協議会の運営に参考となるような御意見、その他精神保健に関連する興味ある事例等の投稿をお待ちしています。

平成2年3月 発行
編集・発行 藤 縄 昭
発行所 〒272 市川市国府台1～7～3
国立精神・神経センター
精神保健研究所内
全国精神衛生連絡協議会

強力な抗幻覚・妄想作用



インプロメンは新しいブチロフェノン系の抗精神病薬で――

- 1.強力な抗幻覚・妄想作用を示す。
- 2.鎮静作用は緩和で、過鎮静が少ない。
- 3.効果の発現が速い。
- 4.作用が持続的で、1日1回投与も可能。
- 5.錐体外路系、自律神経系の副作用が比較的軽度。

- 精神分裂病の幻覚、妄想、接触障害などの改善に
- 外来例および寛解維持期にある症例に

Impromen®

精神神経安定剤

劇指要指 **インプロメン**®錠1mg・3mg・6mg 細粒
ブロムペリドール

＜効能・効果＞ 精神分裂病

＜用法・用量＞

ブロムペリドールとして、通常成人1日3～18mgを経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日36mgまで増量することができる。
＜使用上の注意＞

(1) 一般的注意

眠気、注意力・集中力、反射運動能力等の低下が起こることがあるため、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないように注意すること。

(2) 次の患者には投与しないこと

- 1) 昏睡状態の患者、またはバルビツール酸誘導体等の中枢神経抑制剤の強い影響下にある患者
- 2) 重症の心不全患者
- 3) パーキンソン病のある患者
- 4) ブチロフェノン系化合物に対し過敏症の患者

(3) 次の患者には慎重に投与すること

- 1) 肝障害のある患者
- 2) 心・血管疾患、低血圧、またはそれらの疑いのある患者（一過性の血圧降下があらわれることがある。）
- 3) てんかん等の痙攣性疾患、またはこれらの既往歴のある患者（痙攣閾値を低下させることがある。）
- 4) 甲状腺機能亢進状態にある患者（錐体外路症状が起こりやすい。）
- 5) 高齢者（錐体外路症状が起こりやすい。）
- 6) 小児
- 7) 薬物過敏症の患者
- 8) 脱水・栄養不良状態等を伴う身体的疲弊のある患者（Syndrome malinが起こりやすい。）

(4) 副作用

1) 循環器 ときに血圧降下、頻脈・心悸亢進、胸内苦悶感等の症状があらわれることがあるので、観察を十分に行い慎重に投与すること。また、心電図変化（QT間隔の延長、T波の変化等）があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には減量または投与を中止すること。

2) Syndrome malin 無動減熱、強度の筋強剛、嚥下困難、頻脈、血圧の変動、発汗等が発現し、それに引き続き発熱がみられる場合は、投与を中止し、体冷却、水分補給等の全身管理とともに適切な処置を行うこと。本症発症時には、白血球の増加や血清CPKの上昇がみられることが多く、また、ミオグロビン尿を伴う腎機能の低下がみられることがある。なお、類似化合物（ハロペリドール等）の投与中、高熱が持続し、意識障害、呼吸困難、循環虚脱、脱水症状、急性腎不全へと移行し、死亡した例が報告されている。

3) 肝臓 ときに肝障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止すること。

4) 錐体外路症状 パーキンソン症候群（振戦、筋強剛、流涎等）、ジスキネジア（痙攣性斜頸、顔面及び頸部の掣縮、後弓反張、眼球回転発作、構音障害、舌のもつれ等）、アカシジア（静坐不能）、アキネジア、嚥下障害があらわれることがある。また、長期投与により、ときに口周部等の不随意運動があらわれ、投与中止後も持続することがある。

5) 眼 ときに眼の調節障害があらわれることがある。また類似化合物（ハロペリドール等）で長期または大量投与により、角膜・水晶体の混濁、角膜等の色素沈着があらわれることが報告されている。

6) 過敏症 ときに発疹等の過敏症状があらわれることがあるので、このような場合には投与を中止すること。

7) 血液 ときに貧血、白血球減少があらわれることがある。

8) 消化器 類似化合物（ハロペリドール等）で、まれに腸管麻痺（食欲不振、悪心・嘔吐、著しい便秘、腹部の膨満あるいは弛緩および腸内容物のうっ滞等の症状）を来し、麻痺性イレウスに移行することが報告されているので、腸管麻痺があらわれた場合には投与を中止すること。なお、この悪心・嘔吐は、本剤の制吐作用により不顕性化することもあるので注意すること。また、食欲不振、悪心・嘔吐・胸やけ、便秘が、ときに腹部膨満感、下痢等の症状があらわれることがある。

9) 内分泌 ときに月経異常、体重増加、体重減少等が、まれに女性化乳房、乳汁分泌があらわれることがある。また、まれに低ナトリウム血症、低浸透圧血症、尿中ナトリウム排泄量の増加、高張尿、痙攣、意識障害等を伴う抗利尿ホルモン不適合分泌症候群（SIADH）があらわれることがあるので、このような場合には投与を中止し、水分摂取の制限等適切な処置を行うこと。

10) 精神・神経系 睡眠障害、集鬱感、眠気、めまい・ふらつき、頭痛・頭重が、ときに知覚異常、性欲異常、痙攣発作が、まれに意識障害、抑うつ等の症状があらわれることがある。

11) その他 口渇、脱力・倦怠感が、ときに鼻閉、発熱、発汗、紅潮、浮腫、排尿障害、手足のしびれ、運動失調、立ちくらみがあらわれることがある。

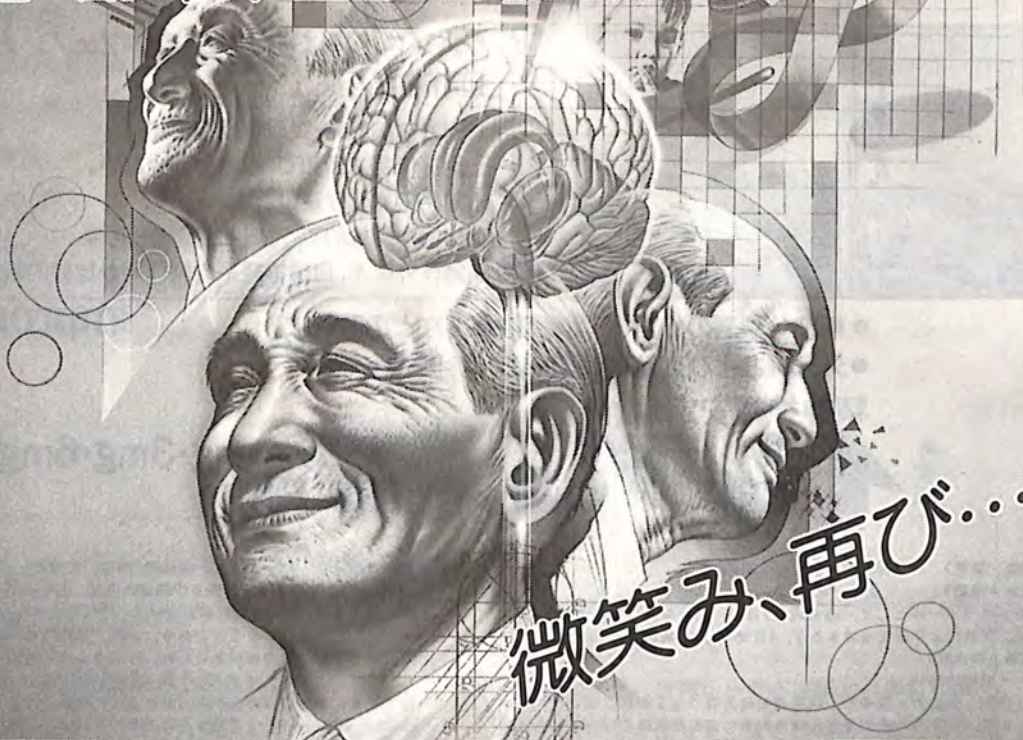
※（妊婦・授乳婦への投与）（小児への投与）（相互作用）等については添付文書をご参照下さい。（健保適用）



＜資料請求先＞
吉富製薬株式会社

〒541 大阪市中央区平野町二丁目5番9号 1P-9(B5)1989年8月作成

脳血管障害に伴う精神症状に… ニューロンネットワークの機能を賦活するセレポート



微笑み、再び…

セレポートは、脳血管障害に伴う

意欲低下

- 自分から何かしようとしなない。
- テレビや新聞に興味を示さず、周囲にも関心がない。
- 自分から話し掛けない、日常のことを一人でやろうとしなない。

情緒障害

- イライラして機嫌が悪い。
- 気分が落ち込んでおり、表情が暗い。
- 情緒の起伏があり、ときに反動的で、乱暴することがある。

などの症状を改善し、 張りのある生活を取り戻すために。

効能・効果 下記疾患に伴う意欲低下、情緒障害の改善
脳梗塞後遺症、脳出血後遺症

用法・用量 通常成人には、塩酸ピフェメランとして1回50mg(錠:1錠、顆粒:1g)を1日3回食後経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。
使用上の注意 1.副作用 (1)消化器 ときに食欲不振、胃部不快感、腹痛、胸やけ、嘔気、嘔吐、下痢、口渇、にがみ、またまれに便秘、食道閉塞感、腹部膨満感等の症状が現われることがある。(2)精神神経系 ときに眠気、頭痛、頭重感、興奮、不安、不眠、めまい、またまれに徘徊等の症状が現われることがある。(3)過敏症 ときに発疹、痒疹等の過敏症状が現われることがある。(4)肝臓 ときにGOT、GPTの上昇が現われることがある。(5)その他 ときに倦怠感、胸痛、耳鳴、筋痛、またまれにしびれ感等が現われることがある。2.妊婦・授乳婦への投与 (1)妊娠中の投与に関する安全性は確立していないので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。(2)動物実験で母乳中へ移行することが報告されているので、授乳中の婦人への投与は避けることが望ましいが、やむをえず投与する場合は授乳を避けさせること。3.小児への投与 小児に対する安全性は確立していない。(使用経験がない。)4.相互作用 ワルファリンと併用することにより、プロトンポンプ阻害剤の効果が認められることがあるので、併用する場合には、慎重に投与すること。5.適用上の注意 薬剤自身の味である苦味感が現われることがあるので、水とともにすみやかに服用させること。

※ご使用にあたっては添付文書をご参照ください。

脳機能・精神症状改善剤

® **セレポート**® 錠50mg 顆粒5%

Celeport® (塩酸ピフェメラン製剤)

Eisai エーザイ株式会社
東京都文京区小石川4-6-10
※資料請求は、弊社医薬事業部セレポート係まで。



薬価基準収載

I-G: 9107A